

ごみ・資源の持ち去り禁止条例について
 (新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正)

目 的

市民の分別意識の減退を防ぐとともに、安心・安全なごみ出し環境を確保します。

条例の概要

1. ごみ集積場の定義

「ごみ集積場」を市民が家庭系廃棄物を排出する場所として定義します。

(条例第17条第2項)

2. 持ち去り行為の禁止

「市及び規則で定める者以外の者」がごみ集積場に排出された家庭系廃棄物を持ち去ることを禁止します。(条例第18条第1項)

なお、規則で定める者としては、市から家庭系廃棄物の収集運搬を委託された者や集団資源回収登録団体やその収集業者、その他市長が必要と認めた者です。

(規則第7条第2項)

3. 持ち去り行為を禁止する対象

ごみ集積場に排出された全ての家庭系廃棄物を対象とします。(条例第18条第1項)

4. 禁止命令

市長は、持ち去り行為を行った者に対して、持ち去り行為を行わないよう命令することができます。(条例第18条第2項)

5. 罰則

禁止命令に違反した者及び責任を追及できる法人又は個人に対し、法的措置を講じることができるよう罰則(20万円以下の罰金)を規定します。(条例第49条・第50条)

6. 罰則の適用

周知期間が必要なことから平成23年11月1日から適用します。

